

大口町告示第18号

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱の一部を改正
する要綱

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱（平成24年大口町告示第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第4項第5号」を「第5項第4号及び第5号並びに第6項」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。